観光振興計画について(稚内市)

1 稚内市の概要

- (1) 人口 36,638人(男:17,981人 女:18,657人)
- (2) 世帯数 18,453世帯
- (3) 面積 760.89k㎡
- (4) 予算額 231億1,000万円 (平成26年度一般会計当初予算)
- (5) 議員定数 20人(現議員数 20人)

2 施策の概要

(1) 計画の趣旨

稚内市は、我が国本土の最北端に位置していることや、周辺には豊かな自然と魅力ある景観を有する利尻礼文サロベツ国立公園があるなど、観光地としての知名度も高く、多くの観光客が訪れている。しかし、その観光客数も年々減少してきており、稚内市の経済や産業への影響も大きなものとなってきているため、改めて稚内市の観光を見直し、本物の観光地として再生することが必要となっている。

本観光振興計画は、このような考え方から、平成 22 年を「稚内観光再生の元年」と位置づけ、市民と行政が一体となり、新しい時代へ、新たな感覚をもって観光振興を図っていくことを目的として策定した。

(2) 計画の目指すところ

我が国の観光を取り巻く環境の変化は、人々の観光行動への変化をもたらしており、旅行形態も団体型から個人型へとその姿を変え、旅行者のニーズも以前と大きく変わってきている。稚内を訪れる観光客も団体観光客が減少し、リュックサックを背負った個人客が目につくようになってきた。

稚内のこれからの観光は、こうした変化に対応するための「受け皿」づくりが必要であり、団体観光客は勿論のこと、個人観光客が稚内に満足し、稚内に感動を覚えて帰っていただけるような観光地づくりを目指すことが必要である。

稚内には、稚内にしかない「稚内の自然」と「稚内の魅力」が沢山ある。 これからは、それらの資源をさらに活かすことで「稚内らしさ」を最大限に発 揮し、「稚内が今回の観光の目的地です。」と言われるような「観光地」を目指 していかなければならない。

そのためには、「観光地としての受け入れ基盤の整備」と、「最北の稚内観光をPRするための観光誘致宣伝体制の確立」が必要であり、この2本の柱を中心として下記に示すような観光振興を図っていく。

< 稚内観光振興計画の目指すところ >

- 一、「日本最北端」は稚内にしかない「日本唯一」のものであり、最北の自然 と景観、そして、風土を活かした魅力ある観光地づくりを目指す。
- 一、団体観光客の誘致を継続的に実施するとともに、今、増えている「個人観 光客」に対応できる受入体制の整備を進め、観光客の増加を図る。
- 一、稚内市民が一つになり、おもてなしの心をもって、一人ひとりの観光客を 温かく迎え入れる基盤づくりを進める。
- 一、稚内市は、近隣市町村と連携を図ることで広域観光を推進し、そのリーダーとしての役割を努め、宗谷地域の観光振興を図る。
- 一、「日本最北端・稚内」を日本中に、さらには世界へ広めることで「訪れてみ たい稚内」という「あこがれの地」のイメージ創出に努める。

(3) 稚内観光振興の考え方「稚内観光再生の元年」

これまで稚内観光にとって団体旅行客は重要な役割を担ってきた。しかし、最近では、全国的にも全道的にも個人旅行客の割合が増えてきている。このため、今までの団体観光客を重視する視点から、個人客に目を向けた観光に視点を変えて行かなければならない。個人客が満足し、感動を覚えることのできる「観光地」になることが、団体客にもよろこんでいただける観光地になることである。

これからの稚内は、観光地としての受け皿を整備し、新しい考え方に基づいた、観光地づくりを図っていくことが必要。

「稚内観光再生の元年」とした稚内観光振興の考え方を一言で表すと、「一 人ひとりの観光客を迎え入れる稚内観光地づくり」ということになる。

これは、市民と行政が一体となって、稚内を訪れる観光客を温かく迎え入れ、 団体観光客だけでなく、個人観光客を含めたすべての観光客が稚内を十分に堪 能できる観光地をつくっていくことである。

(4) 今後の取組み

従来は計画対象期間を5年間の総合計画としていたが、近年の観光を取り巻く状況の変化に対応していくため、平成27年度からは3年間の実施計画(アクションプラン)を策定し、時期にあった施策を展開していく予定である。

3 委員・会派の所感

稚内空港は羽田空港との直行便が昭和62年より就航し、平成25年度は年間49万7,400人の観光客が稚内市を訪れている。日本最北端の宗谷岬をはじめ、宗谷丘陵、近隣にはサロベツ原野など、豊かな自然環境に恵まれた稚内市を訪れる観光客は、平成21年度には53万人であったが、平成23年度には東日本大震災などの影響を受け、46万人にまで落ち込んだ。そこで、稚内市は、平成23年度より、稚内空港に就航している全日空(ANA)とのタイアップによる、路線強化・商品造成・広告宣伝などの取組みからなる、緊急観光客誘致宣伝事業を実施し、観光客の増加を図っている。

稚内市観光振興計画では、稚内にしかない観光資源である宗谷岬をはじめとした自然環境を最大限に活かし、観光客に稚内が観光の目的地となるよう努力しており、本区においても、東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、本区にしかない魅力を国内外へPRしていく積極的な取組みが必要だと感じた。

日本最北端の稚内市は国立公園など自然環境に恵まれ、漁業・水産加工業とともに観光業が主要産業である。しかし、観光を取り巻く構造変化等により、近年は観光客が減少、稚内経済にも大きな影響を及ぼしている。このため、市は平成22年を「稚内観光再生の元年」と位置づけ「稚内市観光振興計画」を策定、市民との行政が一体となった観光振興が図られた。その結果、平成23年度以降は観光客が増加する成果をあげている。

稚内観光振興の考え方は、"方向1:行きたいと思う観光地としてのイメージをつくる。方向2:訪れる人々に満喫してもらう観光行動の場をつくる。方向3: 稚内観光を育てていくための推進体制を確立する。"であるが、この3方向は本区に示唆を与えるものである。

また、計画期間を5年間から3年間のアクションプランにするなど変化に対応する柔軟性、アウトソーシングによる民間活力の導入、交流推進によるサハリン(旧樺太)からの外国人客の誘致拡大などの施策は、本区の観光振興を図る上で参考となった。

本土や海外からの交通の便がやはり飛行機に頼らざるを得ないが、ANA一社に頼っているのが現状であるが、今後はLCC路線(低価格航空)を積極的に導入し、魅力ある価格帯の商品を提供する必要がある。また、サハリンへのフェリーがある事をもっと積極的にPR(フェリーとサハリンでのホテル宿泊を合わせたパック旅行の充実など)すべきである。

北海道は東南アジアからの観光客が急増している。彼らにとって自国には無い自然や風土、食の文化が北海道にはある。東南アジアからの観光客の誘致や受け入れ対策を早急に企画・立案すべきだと考える。

稚内の観光資源は、利尻富士や日本最北のイメージを形成する海岸線やサハリ

ンを視野に入れられる景観、氷河地形といった自然景観もあるが、今回視察した、 宗谷丘陵に広がる風車群による風力発電や大規模太陽光発電などの自然エネル ギーを活用した産業振興の取り組みは、日本最大級のものであり、我々だけでは なく全国からの視察も相次いでいるとの事から、観光振興の観点からも重要な取 り組みであり、更に推進を図ることが稚内の発展に重要な役割を果たすことにも なると思う。

稚内市の観光振興計画では「日本最北端」をキーワードに様々な知恵と工夫を生かす努力が表れていた。しかし、なんといっても国内外の観光客を呼び込むための航空路線の確保が決定的という印象だった。これまで、航空路線を独占してきた全日空(ANA)は、航空券の団体・個人の仕切りを外す販売方法に変更した結果、個人観光客が団体観光客を大きく上回るようになったとのこと。

2012年から本格的就航となったLCCに、安全性の確保とともに期待を強めているようだった。東京まで1,500キロメートルに対するサハリンまで43キロメートルという距離感は、サハリンとの観光や交流を身近に感じさせた。

^{*}報告書の作成にあたっては、稚内市の資料を参考にしました。

広報広聴戦略プランについて (旭川市)

- 1 旭川市の概要
- (1) 人口 347,756人(男:161,712人 女:186,044人)
- (2) 世帯数 176,538世帯
- (3) 面積 747.60km²
- (4) 予算額 1,562億円(平成26年度一般会計当初予算)
- (5) 議員定数 36人(現議員数36人)
- 2 施策の概要
- (1)広報広聴戦略プランの基本的な考え方について
 - ア 基本目標について

「市民との絆を強め、全国に旭川を売り込む、攻めの広報広聴」

コミュニケーションやセールス活動において受け身は禁物であり,自ら進んで前に出る,対話に臨むという「攻めの姿勢」が重要。このことを職員一人一人が再認識し,全庁一丸となって,市民とのより良いコミュニケーションや、まちの魅力の発信に取り組むことが必要。

イ 基本的な方向性

- (ア) Communication (コミュニケーション)
 - ~ 土台は一人一人のコミュニケーション力 基本戦略 1 職員一人一人の意識改革
- (イ)Collaboration(コラボレーション)
 - ~ 情報発信は市民協働(コラボレーション)の第一歩 基本戦略2 市民の理解と協働につながる広報広聴活動の充実
- (ウ) City-promotion (シティプロモーション)
 - ~ 自治体間競争を制するために 基本戦略3 まちの魅力の再発見と発信強化
- (2) 広報広聴活動の基本姿勢

広報広聴活動は、単なる「お知らせ」や「聴くだけ」ではない。コミュニケーション活動の一環として、次の6項目の基本姿勢に立って活動することが重要である。

ア 一人一人が積極的に伝え、市民の声には誠実に耳を傾ける意識を持つ。

- イ 積極的に市民の声を聴き、市政への反映に努める。
- ウ 自分が担当する業務だけでなく市政全体のビジョンや政策の理解に努める。
- エ 説明は常に受け手の立場に立ち、その説明が伝わるかどうか、伝わったかど うかの検証に努める。
- オ お知らせは、タイミングを逃さず、正確に行う。
- カ 市民からの意見や提言への対応は、迅速に、丁寧に行う。

(3) 推進期間

平成25年度~平成27年度

本戦略プランの推進期間は、3年ごとの旭川市民アンケートの実施予定年度である平成27年度までとし、戦略の具体化に向けて取り組む。

なお、本戦略プランの内容は、市政を取り巻く状況の変化や,新たな情報通信 技術の開発・普及などにより加除修正の必要性が生じることが予想される。プランの推進に当たっては,そうした変化等へ柔軟に対応していくものとする。

3 委員・会派の所感

旭川市の広報広聴プランの特徴は、「攻めの広報広聴」である。 職員の意識 啓発と広報広聴技術の向上、 各部局の広報体制の整備と部局間の連携、 危機 管理広報力の充実が基本的な戦略である。なかでも、各部署で進められている観 光振興等様々な取組みを全庁一体となって発信するシティプロモーションの視 点での発信強化については、本区においても、区の施策をはじめ、区の魅力を戦 略的に広報し、江戸川区のブランド化を図っていく必要性を感じた。

また、東日本大震災のような危機発生時においては、危機管理広報力の向上が 重要である。旭川市では、危機管理広報力を充実させる取組みとして、報道機関 への対応力向上を目的とした「メディアトレーニング」をはじめとする様々な取 り組みを行い、危機管理広報力の充実を図っていることは本区においても参考に なると感じた。

広報プランを策定する自治体は多いが、「広聴」と「戦略」を冠する「旭川市 広報広聴戦略プラン」は、先進的な取組みである。戦略プランが説く"市民ニーズを的確に把握し市民満足度の高い施策をより一層展開していくためには、改めて「広報」と「広聴」はコミュニケーション活動として「車の両輪である」との認識に立ち、双方をより効果的に機能させていくことが必要になっています。"との視点は、今後の自治体経営にとって大変重要である。

効果的な広報には戦略があり、その戦略のためには広聴は不可欠である。「広聴」は「公聴」とも呼ばれ、様々な行政施策に市民の意見を反映させるための手段であり、旭川市でも新たな戦略プランによって、「広報にフィードバックしつつ施策に生かすようになった。」とのことであった。

戦略プランでは、Communication、Collaboration、City-promotionは"自治体

間競争を制するため "としており、その積極的な姿勢を本区も学ぶべきであると、 感化を受けた視察となった。

旭川市では平成22年4月からより戦略性の高い広報活動を目指し「広報広聴プラン」を策定し、市民ニーズを的確に把握し市民満足度の高い施策をより一層展開していくためには、「広報」と「広聴」はコミュニケーション活動として「車の両輪である」との認識に立ち、「職員一人一人の意識改革」、「市民の理解と協働につながる広報広聴活動の充実」、「まちの魅力の再発見と発信強化」の3つの基本戦略により、「市民との絆を強め、全国に旭川を売り込む、攻めの広報広聴」を目指している。

特徴的だったのは30P以上の月間広報誌「あさひばし」の作成、全戸配布を中心にSNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)の活用、テレビやラジオとのメディアミックスを展開し、それぞれの広報媒体において他の媒体の情報発信を行うクロスメディアを積極的に行っていることであった。本区においても旭川市の市民以外はもちろんのこと市民に対しても街の魅力を伝えることや市民の声を積極的に取り込む姿勢の広報広聴活動は大変参考となり、今後本区における広報広聴活動の充実につながると感じた。

旭川市の広報広聴戦略プランでは、市のシンボルである旭日橋を由来とする「あさひばし」という広報誌を中心に、市民と市の双方向の情報発信を重視した取組みが印象的でした。

特に、フェイスブック・ツィッター・ブログなどのSNSを活用した取り組み、市長と市民との「まちづくり対話集会」をはじめ様々な広聴活動が取り組まれている。とりわけ2010年制定の議会基本条例に基づく、市民と議会との対話集会は、年1度であるが、各常任委員会ごとに、2011年から毎年4日間開かれている。

北海道第2の中核市、旭川市議会としての誇りも垣間見えた。

*報告書の作成にあたっては、旭川市提供の資料を参考にしました。

庁舎整備検討委員会について (旭川市)

1 施策の概要

(1) 庁舎整備検討の経緯

旭川市総合庁舎は、昭和33年10月、当時の建築技術の粋を集めた近代建築として建設され、以来、赤れんが庁舎として永らく市民に親しまれてきたが、 築後50有余年を経た現在では老朽化、狭隘化が著しい状況にある。

また、平成9年に実施した耐震診断では耐震性に問題があることが判明し、 万一の大地震の際どのようにして人命の安全を確保し、行政機能を維持するか などの対策も喫緊の課題となっていたが、平成23年3月11日の東日本大震 災により、こうしたことが現実の問題として改めて認識された。

(2) 庁舎整備検討委員会について

上記(1)を受け、平成23年7月に庁内関係部長により構成される庁舎整備検討委員会を設け、これまで8回にわたり、庁舎整備のあり方をどうするか、行政情報(電子情報,文書情報)の管理をどうするかについて様々な選択肢を調査検討し、平成24年3月には中間報告として検討内容を公表した。

特に庁舎整備のあり方については、中間報告で検討したものから、平成24年度に行った専門家等からのヒアリングも踏まえ、最終報告として、一定の方向性を示すものである。

(2) 現庁舎の課題について

庁舎建築後、総合庁舎は54年、第三庁舎は52年経過。耐用年数50年を 既に超過している。

建物・設備の老朽化。修繕による延命化も限界に近い。

総合庁舎の在籍職員数等から算出した必要面積(総務省基準)と比較すると4,900㎡不足している。

本年度、全庁的に執務室の環境整備に取り組むが、キャビネット上の書類保管は完全には改善されず、地震時は、人への危害のほか、書類散逸などのおそれがある。

防災拠点としての耐震性能が不足している。

市民サービス向上の観点から、わかりやすく使いやすい庁舎にすることが必要である。

(3)庁舎整備の手法と最終評価

旭川市では、下記の3つの手法を庁舎整備の手法として、検討した。 現庁舎を改修する手法

- ア 歴史・文化的価値のある現庁舎の保存活用の面では最も有利である。
- イ 総合庁舎のほか第三庁舎も改修となれば、中規模庁舎の建設費用と大差ない。
- ウ 一時的な対応。近い将来には建替えが必要となり、二重投資になるおそれ がある。
- エ 狭隘化の進行により庁舎分散化が一層拡大するおそれがある。
- オ 庁舎が抱える課題を根本的に解決することは困難である。
- カ 改修技術は高度なものが求められ,地元企業の受注は難しい。 他の建物を活用する手法
- ア 適当な物件がない。
- イ 複数物件に細分化しても庁舎の分散化が進行してしまう。
- ウ 行政機能の配置のあり方を検討する中で他の建物を活用する方策も合わ せて検討する必要がある。

建替する手法

- ア 効率的な行政、市民の利便性を考慮し、必要な機能を備えた建物にできる。
- イ 現庁舎の課題は解決できるが、費用が多額になる。
- ウ 現庁舎の取扱いを慎重に検討する必要がある。
- エ 地元企業の参入機会確保で地元経済への波及効果は大きい。

庁舎整備検討委員会の最終報告では、 の建替する手法が最も適当であるとの結 論に至った。

(4)今後のスケジュール

平成26年度以降は、作業部会等において、「求められる機能・役割」、「建替場所」、「庁舎規模」、「事業手法」、「財源」等の具体的な検討を行い、平成27年度中ごろまでに「基本構想」を策定していく。

2 委員・会派の所感

旭川市は、本区同様、庁舎の分散化、狭隘化が従前より課題となっている。 庁舎整備検討委員会では、現庁舎の課題を再整理するとともに、 現庁舎の改築、 他の建物の利用、 建替の3つの庁舎整備手法から検討を行い、最終報告書に おいては、 建替する手法が最も適当であるという結論に至った。

本区においても、今後庁舎建築について議論されていくが、庁舎床面積等、将 来を想定し、十分にスペースを確保するとともに、来庁者にとっての利便性や、 鉄道等の公共交通を考慮する必要がある。

市民アンケートを実施し、広く市民から庁舎建設に関する意見を聴取している 旭川市の取組みは、多くの市民の声を反映させるものであり、大変参考になると 感じた。

旭川市総合庁舎は昭和33年10月に竣工、建築学会賞を受賞したその佇まいは、市の象徴、市民の誇りとして長年親しまれている。しかしながら、平成9年には本庁舎の耐震性に問題が判明、平成23年には東日本大震災が発生し、その対策は喫緊の課題となり、同年7月には「庁舎整備検討委員会」が設置された。

竣工から50余年を経た総合庁舎は、老朽化、狭隘化が顕著であり、市内6か 所の分庁舎の分散化対策など、その本区に類似した庁舎環境の整備検討はとても 参考になった。庁舎整備検討に係る経過説明では、「庁舎整備検討委員会」の最 終報告を受け、市民アンケートや市民懇話会からの意見集約を経て、本年は「庁 舎整備検討推進委員会」において、基本構想策定に向けた庁舎整備プランの検討 が進む流れや、建て替えにおける財源の検討経過の報告。また、庁舎整備検討委 員会最終報告の「庁舎整備手法一覧」など市民にもわかりやすい配慮等、何れも 本区の公共施設のあり方に示唆を与えるものであった。今後も先進事例などを研 究し、区民のための本庁舎建築となるよう努めて参りたい。

近年老朽化した公共施設の再整備や建替えは、喫緊の課題となっており、旭川市でも分散化、狭隘化、老朽化そして耐震性の不足などから東日本大震災を契機 に庁舎建替えに向けた動きが始まっている。

初めに庁舎整備検討委員会を庁内に立ち上げ「課題の解決には、現庁舎の建て替えが適当」との最終報告書をもとに市民アンケートの実施、学識経験者や各種団体、市民公募のメンバー17名からなる庁舎整備検討懇話会の立ち上げ、基本構想策定に向けた庁舎整備プランの作成が現在進められている。

厳しい財政状況のもと財源確保に関しては、一番の課題であると感じた。

本区においても、共通する課題が多くあり、今後本庁舎整備を行う際の課題解決に向けて参考となった。

旭川市の庁舎は、1958年(昭和33年)建築後56年。老朽化・狭隘化と、特に耐震構造指標(Is値)が、安全とされる0.6を大きく下回り、最低で0.004を示していた。

市幹部による庁舎整備検討委員会、市民代表・専門家・公募委員を含む17名からなる市民懇談会や市民アンケートなどを経て、庁舎建て替えの検討を進めている。

一方で、市の借金である市債は、1,800億円をこえる高どまりであり、建て替えのための基金(貯金)も現在13億円程度とこころもとないようである。

建て替えの総事業費は、低く見ても 1 5 0 億円程度で、その 7 5 %を起債(借金) 残り 2 5 %を一般財源で措置するとのことである。

旭川市の市税収入は、地方交付税(国からの交付金)と同水準で、制度の違いはあれ、区税収入の約1.5倍以上の特別区財政調整交付金を受けている江戸川区の財政力に比べれば、高水準とみられる。

それでも多額の借金の上に、さらに借金を抱えることになる、庁舎建て替えに 慎重にならざるを得ないようである。PFI(民間資金活用)についても、メリット・デメリットの検討を重ねているようだが、現状では、直接事業と大差ない うえに、地元経済への波及効果が低いことを考慮し、活用には否定的な印象であった。

*報告書の作成にあたっては、旭川市提供の資料を参考にしました。